

## 随意契約及び比較見積省略理由書

本工事は、狭山水みらいセンターに設置されている2系水処理インバータ設備について、高い信頼性と安定した機能を確保するために、製作当初の設計に基づいた適切な点検、測定、機器固有の特殊な部品の交換・性能確認を実施することにより、プラント電気設備としての性能を維持してきたが、耐用年数を経過し、インバータ装置に不具合を生じ、水処理に支障を来しているため、取替を行うものである。

当該設備は、いわゆる汎用設備ではなく、狭山水みらいセンター用に特別に設計・製作されたものであり、製作者独自の技術に基づいて設計されている。

従って本工事を実施するには、設計、製作技術に関する知見、高度な診断能力、不具合に対する処置検討能力及び補修工事に伴う交換部品の入手と熟練した技術者の確保が必要であるため、他社では実施できないものである。

以上のことから、本工事を実施できるのは当該設備の設計・製作・据付を実施した(株)東芝から上下水道事業を事業継承された東芝インフラシステムズ株式会社関西支社以外になく、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により、同者と随意契約を締結するものです。

また、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号の規定により、比較見積を省略することとします。